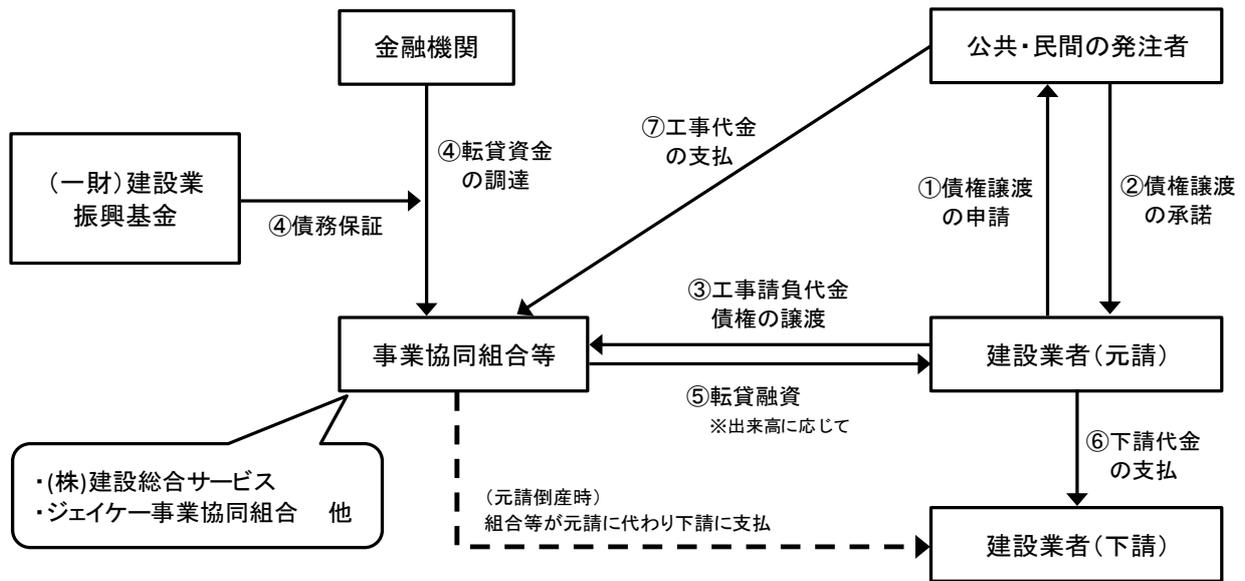


下請セーフティネット債務保証事業の概要

下請セーフティネット債務保証事業とは、事業協同組合等が行う転貸融資と(一財)建設業振興基金の債務保証を組み合わせることにより、公共工事や社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者へ低利な施工資金を提供するとともに、下請業者への支払条件の改善を図るための事業です。

対象事業者	公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業 (資本金20億円以下又は従業員数1500人以下。以下「建設業者」という。)
対象工事	和歌山県が発注する工事(ただし、低入札による工事を除く。) また、債務負担や繰越により複数年度にわたる工事で最終年度でない工事を除く。
手続きの流れ	<p>公共工事を受注・施工している建設業者は、工事請負代金債権を事業協同組合等又は一定の民間事業者(以下「民間事業者」という。)に譲渡。(工事完成前でも可)</p> <p>事業協同組合等又は民間事業者は、工事請負代金債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達。 (一財)建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施。</p> <p>事業協同組合等又は民間事業者は、工事完成後、発注者から支払われた工事請負代金から、事業協同組合等又は民間事業者の融資額を精算の上、建設業者に残余を返還。</p>
債権譲渡を承諾する時点	<p>当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。</p> <p>なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとする。(出来高の査定ではない)</p>
債権譲渡先	事業協同組合等又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者(以下、「債権譲渡先」という。)であり、建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者。
支払い計画等の提出 (下請保護方策)	建設業者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの下請人等への支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請人等への支払計画等を債権譲渡先に提出し、その確認を受けることとなります。

【 基本的なフロー図 】



- ①工事を施工中の建設業者(元請)が、和歌山県から将来受け取る工事代金の債権(未完成を含む)を事業協同組合等に譲渡するため、和歌山県に対して債権譲渡の申請を行う。
- ②元請が当該債権を事業協同組合等に譲渡することに対し、和歌山県が承諾を与える。
- ③元請が当該債権を事業協同組合等に譲渡する。
- ④事業協同組合等が、(一財)建設業振興資金の債務保証を受け、融資する資金(転貸資金)を金融機関から借り入れる。
- ⑤事業協同組合等は、当該譲渡債権を担保とし、出来高の範囲内で元請に融資する。
- ⑥元請は、事業協同組合等より借り入れた資金を当該工事の下請業者(一次下請)に支払う。
- ⑦和歌山県は、債権譲受人である事業協同組合等に工事代金を支払う。

※ 通常の場合……事業協同組合等は貸付金を工事代金で精算の上、残余があれば元請に返還する。

※ 元請が倒産した場合……出来高対応分の工事代金の支払を受けた事業協同組合等は、元請に代わって下請への支払を行う。